

JAF加盟クラブ
チーム ワンミニッツ (T-OM)
会 則

平成22年6月 改正

第1章 総則

第1条 <名称>

本会は、「チーム-ワンミニッツ」（略称 T-OM）と称する。

第2条 <目的>

本会は、会員がモータースポーツ競技及び行事に関する取り組みを円滑に行うために支援することを目的とする。

第3条 <事務局>

本会の事務局は事務局長宅に設置することとする。

第2章 会員に関する事項

第1条 <入会>

本会への入会方法については、様式1「入会届」の提出を事務局に行うこととし、会長の承認及び会費が事務局に納入された時点で入会したこととする。

第2条 <会員>

入会手続きが完了した時点で会員として認め、会員は、本会の目的及び維持に努めることとする。

第3条 <会員資格>

会員となり得る資格は、18歳以上の普通自動車運転免許証及び競技ライセンスの保持者とする。

第4条 <準会員>

会員資格を持たない者が本会へ入会した場合、準会員として扱う。準会員は、会員が本会の目的及び維持に努めることを補助することとする。

第5条 <退会>

会員及び準会員が本会を退会する際は、様式2「退会届」を事務局に提出し、提出を持って退会したものとみなす。

第6条 <除名>

会員及び準会員が下記事項を行った場合、総会の決議により除名することができるものとする。

- (1) 本会及び他の会員の名誉を著しく傷つける行為。
- (2) 本会の目的に著しく反する行為。
- (3) 会費の滞納が1年以上経過した場合。
- (4) その他、本会及び他の会員に著しく迷惑をかける行為。

第7条 <名簿>

事務局長は、様式3「名簿」を作成して管理するものとし、個人情報の取り扱いについては、十分留意することとする。名簿の内容に変更があった際は、速やかに作成するものとする。

第3章 役員に関する事項

第1条 <配置>

本会は、総会において次に掲げる役員を置くものとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監査 | 1名もしくは2名 |

事務局長については、会長が兼任することができる。

第2条 <任務>

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の会務を統括し、会を代表するものとする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態が有る時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の会合にすべて出席し、会合で決定された必要事項の議事を記録し保管するものとする。又、本会への入会及び脱会その他の事務処理を行う。
- (4) 会計は、本会の出納事務の処理を行うものとする。
- (5) 監査は、会計を監査し、その結果を総会で報告するものとする。

第3条 <選出>

役員の選出は総会において行われるものとし、任期の途中で役員の変更が必要になった場合は、会長が会合で臨時役員を推薦し、総会成立要件を得ることで決定することとする。

第4条 <任期>

役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。臨時役員の任期は、前役員の任期満了日までとする。

第4章 総会に関する事項

第1条 <事業年度>

本会の事業年度は1月1日から12月31日までとする。

第2条 <開催日>

年次総会は、毎年1回、事業年度終了後に会長の招集により開催する。ただし、当該年度の活動及び会計監査を終了した場合においては、当該年度内に開催することができるものとする。

第3条 <決議事項>

総会では、次のことについて、決議を行う。

- (1) 役員の選出
- (2) 決算報告
- (3) 予算計画
- (4) 本規約の改正
- (5) その他付議事項

第4条 <成立要件>

総会は会員数（役員を含まない）の3分の2以上の出席によって成立し、決議事項は総会出席者の3分の2以上の賛成を持って成立することとする。

第5条 定例会に関する事項

第1条 <開催日>

開催日は、会長の招集によって必要時に行うものとする。

第2条 <協議事項>

定例会では、次の事項について協議を行う。

- (1) 活動計画・競技規則の内容変更等について
- (2) 予算の変更事項について
- (3) 会員の入会及び脱会の報告について
- (4) その他付議事項について

第3条 <決議事項成立要件>

定例会において決議を必要とする事項がある場合は、定例会参加者の3分の2以上の賛成を持って成立することとする。

第6章 運営に関する事項

第1条 <運営経費>

本会の運営に必要な経費は、会費及び協賛等の収入により賄うものとする。

第2条 <会費>

会費については下記事項のとおり。

- (1) 会員会費は年会費3,000円とする。
- (2) 準会員費は無料とする。
- (3) 会員は本会運営のために、会長から徴収をもとめられた際は、速やかに支払うものとする。
- (4) 会費を変更する場合は、総会の決議により行う。

第3条 <出納>

出納処理は、会計に任命された役員が行い、出納事務が発生した際は、会長許可のもと行い、領収書等により後日内容確認が行えるよう処理しなければならない。

第4条 <帳簿の作成>

会計は、収支の内容がわかるよう帳簿を作成し、監査時の確認ができるよう整理するものとする。

第5条 <監査>

監査に任命された役員は、年度会計終了後、帳簿内容を監査し、総会にて監査内容を報告することとする。

平成 年 月 日

チーム ワンミニッツ(T-OM)

様式 1

「入会届」

ふりがな	
氏名	印
住所	〒 -

会則内容確認 チェック欄 必ず本人がチェック欄を記入すること。

添付書類 住所及び氏名が確認できるものの写し。

私は、チーム ワンミニッツへ
「会員 準会員(どちらかに)」としての入会を希望いたします。

入会した際は、会則を遵守することを誓います。 署名 _____

承認印欄	
会長	事務局長

平成 年 月 日

チーム ワンミニッツ(T-OM)

様式2

「退会届」

ふりがな	
氏名	印
住所	〒 -

私は、チーム ワンミニッツからの退会を希望いたします。

退会した際は、本会及び他の会員に著しく迷惑をかける行為を行わないことを誓います。

署名 _____

承認印欄	
会長	事務局長

